

第167号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 外国人技能実習適正化法 平成29年4月1日施行
2. 労働契約から業務請負契約・業務委託契約に切り替えられたら
3. 新聞記事から
比介護職員に悪質契約...施設側謝罪し和解 毎日新聞
<外国人犯罪デマ>被災地半数聞き 86%信じる 河北新報
「介護通訳」養成の動き 在留外国人の高齢化対応 朝日新聞デジタル
4. ケラメイコス～ とこなべの山盃
5. 美術館情報 華麗なるフランス絵画「ランス美術館展」
明治有田 超絶の美 - 万国博覧会の時代
「台北 国立故宫博物院 北宋汝窯青磁水仙盆」
6. 本の紹介 映画 「沈黙 サイレンス」
7. 今月の言葉

外国人技能実習適正化法 平成29年4月1日施行

技能実習生は様々な問題を抱えています。表に出てくるのは賃金未払や解雇などの労働問題ばかりです。労働者として扱われているため当然のことかもしれませんが、技能実習生以外の労働可能な在留資格を持っている外国人や日本人とは違った側面があります。日本で労働できる期間が限られており、職種が限定され、会社を変わる権利が無いことなどは技能習得を目的として来日している研修生としての位置づけの為やむを得ないのかもしれませんが。しかしこうした鵜飼的な存在とすることで技能実習生が抱える問題を隠ぺいしているといえます。技能実習生を守るものとして入管が作成した「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」が法律に代るものとして有りましたが、この4月から、正式な法律として「外国人技能実習適正化法」(法務省と厚生労働省主管)が施行されることになりました。受入機関にとっては許認可問題や労基法同様罰則規定が定められておりかなり厳しい内容といえます。取締り担当職員については、労働新聞12月5日号によると「同法に基づく外国人技能実習機構(交付日に施行)に対しては、厚労省の労働基準関連部署などから相当規模(人数は未定)の現役出向を予定している。労働関係法規に関する知識・知見を有し、しかも事業場へ立入検査をした経験のある職員を配属する方針である。/とくに、実際の検査業務を行う地方事務所へは、都道府県労働局から労働基準関係と職業安定関係部署の職員を出向させる予定。検査業務の実施に当たっては、必要に応じて通訳も同行させ、技能実習生のヒアリングにあたる。/地方事務所の人員数としては、全国で約150人となる見通し。約1900の監理団体全数に年1回、約3万5000の実習実施機関全数(実習生約19万人)に3年に1回の頻度でそれぞれ実地検査に入る見込みとしている。」当然のことながら労基法による取り締まりが中心です。しかし4DKの家に18人を押し込め一人当たり2万5千円の家賃(水光熱費含)を取っている場合の清算、また3年の期間満了前に解雇された場合や労災事故とされていなかった

り後遺障害申請が無視されている場合等の清算や慰謝料の求償への対応は可能なのでしょうか。そうした労働法を離れた人権の観点から監督対応できる人材の配置も必要ではないでしょうか。「外国人技能実習適正化法」の条文を抜粋してみました。

外国人技能実習適正化法の目的 (第1条)

この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、**技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること**等により、出入国管理及び難民認定法その他の出入国に関する法令及び労働基準法、労働安全衛生法その他の**労働に関する法令と相まって**、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。

技能実習生制度の建前論が述べられ、技能実習生保護を目的として、受入機関に対する許認可による締め付けと労働法令による取り締まりだけが記載されています。技能実習生問題を労働問題に矮小化していると言えます。この背景にあるまた前号でも触れたように全員に係る人権的な観点からの配慮には触れていません。しかしリーフレットには、「技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。」と明記されています。

技能実習生に第3号が追加されました。(第2条)

第一号企業単独型技能実習生 第二号企業単独型技能実習生 第三号企業単独型技能実習生	第一号団体監理型技能実習生 第二号団体監理型技能実習生 第三号団体監理型技能実習生
必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。	

従来通り企業単独型と団体管理型に分かれており、今回の法律で、第3号が設けられ、優良な事業所に対しては2年間の延長、また受入人員の増員が認められました。2015年12月の統計では、企業単独型が7,499人(3.9%)、団体管理型が185,156人(96.1%)となっています。

実習実機関の認定制と監理団体の許可制

(技能実習計画の認定)
第8条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(監理団体の許可)
第23条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

実習計画は在留資格認定時の添付書類となっていていいですが、今回実習実施機関は事前に外国人技能実習機構の認定が必要になりました。当然、3年間の実習実施計画が作成されることになりませんが、在留資格は、「1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)」となっています。更新の都度、来日前に交わされた3年の労働契約書が添付されるのではなく、新たに1年若しくは6か月の労働契約書が交わされます。実習実施機関が3年を待たずに契約期間満了で更新しないとした場合、外国人技能実習機構は自ら認定した技能実習計画に従って契約期間満了による実習打ち切りを認めないのか、来日前の労働契約は上陸用のためのもので、2年目以降の契約が交わされなければ労働者の地位を失い帰国は当然として処理するのでしょうか。

また、第15条で、主務大臣は、認定された実習計画が実施されていない場合やこの法律や命令

に違反したりしている時には改善命令をすることができると罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)付で定めています。

技能実習生は労働力調整の為ではないこと(第3条2)

第3条2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

H26年実習実施機関の規模(法務省)	
10人未満	50.9%
10~19人	15.5%
20~49人	15.3%
50~99人	9.3%
100~299人	6.5%
300人以上	2.4%

不況の為雇用調整の必要が生じれば、非正規から切っていくのか、技能実習生を先にするのかとなります。第1条目的の中に、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。」と記載されています。技能実習生は、安価な労働力でもなければ、労働力の需給調整となるものでもありません。しかし実習実施機関の状況を見ていくと零細企業の雇用確保としか考えられず、この条文も建前と本音の世界の建前の部分の表明でしかないといえます。本音の世界で言うと、3年間の賃金保障または雇用の確保を担保してもらいたいと言わざるを得ません。

技能実習生の保護 (第2章第三節 第46条~第49条) (改善命令等 第36条)

(禁止行為)

第46条 実習監理を行う者又はその役員若しくは職員は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。
【1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金】

第47条 実習監理者等は、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

2 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

第48条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員は、技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはならない。

【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

【第48条第2項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者

【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

第49条 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。
【6月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

(改善命令等)

第36条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

技能実習生保護の為様々な禁止行為が挙げられ、それぞれに応じた罰則が定められています。こうした行為に対する罰則規定の適用は検察庁に送検することによって実施されると思います。またその前段となる調査はどこが行ない送検するのかということになります。外国人技能実習機構は民間の団体であるためこうした権限は付与されるはずはないでしょう。第13条で「主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において・・・当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と定められています。当該主務大臣の職員について、第105条で職権の行使として「主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。」とされています。外国人技能実習機構に労働基準監督署で調査に従事した職員が出向するため実習実施機関の問題点の把握は的確に行われるはずですが、その段階で指導する職権があるのか疑問になります。これまでJITCOも調査に入っていました。わたしたちが問題があると相談しても権限が無いとして相手にしてもらえませんでした。第90条の第2項には、「機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。」と定められています。調査することには問題ないとしても問題があった場合には即座に是正勧告をすることはできず、労働基準監督官に報告したところで業務終了となるのでしょうか。

外国人技能実習機構の業務の範囲（第87条）

第87条 機構は、第57条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

1 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 認定事務を行うこと。

ロ 報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 事実関係の調査を行うこと。

ホ 申請書を受理すること。

ヘ 許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

2 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

3 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

4 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

5 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

6 前各号に掲げる業務に係る手数料を徴収する業務

7 前各号に掲げる業務に附帯する業務

以上外国人技能実習適正化法の内技能実習生問題に関係ある条文を抜粋してみました。実際に動き出して見なければわかりませんが、「建前と本音」の制度であることから外国人技能実習機構が張り切りすぎると受入停止の問題に直結してしまいかねません。これまでユニオン等はこの辺りの問題を考慮しながら対応していたから実習実施機関にとってはまだよかった面もあるのかもしれない。しかし個人でこの問題に取り組んでいる者にとっては、その辺りには不満が残るところでしたので、外国人技能実習機構と連携を取って進められることを祈っています。

労働契約から業務請負契約・業務委託契約に切り替えられたら

先日、「1年契約で労働者として働いているのに同僚が次回の契約は業務委託契約になると言われた。6名が同じように働いているので全ての人が同じように契約が切り替えられるかもしれない。どのような違いがあるのか。」と電話がかかってきました。また造船所の溶接で働いている外国人からは「確定申告しなければならない。」との話がありました。この外国人は以前労働契約で働いていましたが、何らかの事情により、労働契約から請負契約に変更されたようでした。これらの契約の違いは簡単に言ってしまうと、労働契約は使用者の指示命令に従って働き、賃金をもらうという関係です。一方、業務請負契約と業務委託契約は全て自分の裁量で仕事を行なう自営業者ということになります。当然この問題を突きつけられると自分の不利益はどこにあるかといったことを考えざるを得ません。60歳以上の人であれば国民年金保険料を支払う必要が無くなり、国民健康保険に加入すれば特別不利益は無いと考えてしまう場合によっては大きな不利益を被りかねませんのでこの辺りのことを少し見ていきます。

【労働保険関係】

労災保険

個人事業主は労災保険に原則加入できませんので、工作中的の事故や通勤途上の事故に遭っても国民健康保険で治療することになり、医療費の自己負担分3割を負担することになり、休業補償も無く、後遺症が残ったとしても補償がもらえないことになります。こうした事故はごくまれなのでほとんどの人にとって問題とならないかもしれませんが・・・。

雇用保険

退職した時の失業に対する給付が得られないだけで、すぐ就職できる人や高齢で働かないという人にとっては大した問題ではないでしょう。若い人にとっても同様かもしれませんが、職業訓練を売れるとすれば問題があるかもしれません。

【社会保険関係】

年金

労働者であったときは厚生年金に加入しており自分が負担している厚生年金保険料と同額を会社も負担しているので、簡単に言うとその会社で請負契約なり委託契約で働いている期間の将来もらえる部分の年金額が半分になってしまいます。また配偶者を扶養している人であれば配偶者の国民年金保険料の負担が発生してきます、また最悪の場合として、交通事故で働けなくなった場合には、障害基礎年金だけとなり、障害厚生年金と比較してかなりな不利益が発生します。

健康保険

これまでは扶養家族の健康保険料を支払っていませんでしたが、国民健康保険になると扶養家族だった人すべてに国民健康保険料の支払い義務が発生します。また、病気で仕事が出来なくなったときは3日目から1年6か月は傷病手当金が給料の3分の2程度もらえますが、国民健康保険では貰えないことになります。

【税金関係】

税金関係については税務署に個人事業の開業届と青色申告の届を出し、毎年確定申告をして税金を納める必要があります。帳簿をつける手間が増えます。どちらがいいかは別として労働者として年末調整してもらい楽をする方がいいかもしれません。

外国人の場合には確定申告の意識が低く、領収書ばかりに目がいき、本語が読めない人では行政から送られてくる必要書類が散逸する可能性があります。

【その他】

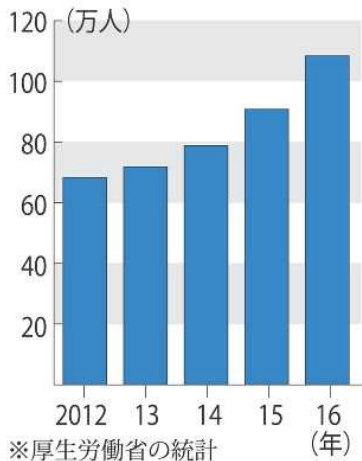
労働者であるにもかかわらずこのような契約に切り替えるのは会社が費用負担を免れたいためと言えます。しかし労働の実態は従来通り労働者のままですから、労災事故に被災した時には労働基準監督署に申告すれば労災給付を受給できますし、社会保険や雇用保険にしても2年前に遡って資格の確認をしてもらうことが出来る事を知っておく必要があります。

新聞記事から

比介護職員に悪質契約...施設側謝罪し和解

毎日新聞 2017年2月3日 14時00分(最終更新 2月3日 14時23分)

国内の外国人労働者(技能実習生を含む)の推移



介護施設で過酷な勤務を強いられたとして、職員だったフィリピン人の女性ら10人が施設の運営会社(東大阪市)に計約4100万円の賠償を求めた集団訴訟が3日、大阪地裁(菊井一夫裁判長)で和解した。会社側は女性らとの雇用契約の際、死亡しても会社の責任を永久に問わないとする誓約書に署名させた。和解は会社側が過酷労働や不適切な契約実態を認め、全面的に謝罪する内容。女性らには総額約1000万円の解決金を支払うとみられる。【向畑泰司】

死亡責任負わず / 時給は最低賃金 / 16時間勤務も

外国人労働者の採用が増える介護業界では、日本人に比べて劣悪な労働環境を強制される例が少なくない。女性側の代理人を務めた奥村裕和弁護士は「介護事業者に警鐘を鳴らし、外国人の待遇改善を促す意義ある和解だ」と語った。

運営会社は「寿寿(じゅじゅ)」。ホームページによると、大阪や奈良で約10カ所の介護施設を持つ。職員数は約180人。

原告の多くは、かつて日本人男性との間に子供をもうけ、在留資格を持つ女性たちだ。離婚などでフィリピンに帰国したが、マニラにある寿寿の関連企業が「子供の日本国籍の取得を支援し、収入もいい」と勧誘。介護施設で働く契約を結び、10~12年に来日した。この契約の際、「権利放棄証書」とうたった誓約書に署名させていた。

契約書面などによると、時給は大阪府の最低賃金ライン(当時)の800円で、日本人職員(900円)より安く抑えられた。日本への渡航費や介護ヘルパー資格の講習費などとして数十万円を貸し付けられ、給料から毎月3万円を返済させられるなどした。

訴状によると、女性らはマニラでの契約時、寿寿側から十分な説明はなかった。介護施設での勤務は日本語が不自由との理由で、夜勤(午後5時~午前9時)を多く任された。1人で泊まり込むため休憩が取れず、1日の労働時間が最長16時間になることも多かったという。

母国に残した子供に会うため休暇を申請した際、「借金を返すまで認めない」と言われた女性もいたという。大半が子供の国籍取得手続きも進んでおらず、女性側は「寿寿は介護職員の人手不足が深刻化する中、安価な労働力を確保しようと画策した」と指摘。違法労働の強制で人格権を侵害されたなどとして、寿寿側の賠償責任を訴えていた。

一方、寿寿側は訴訟で、契約の内容や経緯を認めたくらんで「適正な労働管理を行っていた」と主張。国籍取得の手続きは「今後進める予定だった」と反論していた。

寿寿側の幹部は「陳謝したのに解決金を支払うのは不本意だ」としている。

<外国人犯罪デマ>被災地半数聞き 86%信じる

河北新報 online news 2017年01月16日 月曜日

東日本大震災直後に宮城県内で流れた「被災地で外国人犯罪が頻発している」というデマを聞いた仙台市民の8割以上が事実と信じたとする調査結果を、郭基煥（カクキカン）東北学院大学教授（共生社会論）がまとめた。宮城県警によると当時、外国人犯罪が増えた事実はない。会員制交流サイト（SNS）の普及で真偽不明の情報が拡散しやすい状況と、大災害直後の特殊な心理状態が背景にあったとみられる。

調査は昨年9～10月、被災した仙台市青葉、宮城野、若林の各区に住む日本国籍の20～69歳、計2100人を対象に実施。質問を郵送し770人から回答を得た。回収率は36.7%。

回答者全体の51.6%が「被災地で外国人の犯罪があるといううわさを聞いた」と答えた。そのうち信じた人は86.2%に上った。年齢や性別で大きな差はなかった。外国人犯罪を「確かに見た」と答えた人は0.4%、「そうだと思われる現場を見た」は1.9%とごくわずかだった。

情報源（複数回答）は「家族や地元住民」が68.0%と口コミが最も多く、次いで「インターネット」が42.9%。うわさとなった犯罪（同）は「略奪、窃盗」97.0%、「遺体損壊」28.0%の順だった。

当時はSNSで「被災地で外国人窃盗団が横行している」「外国人が遺体から金品を盗んでいる」といったデマが飛び交い、被災者の間でささやかれた。

宮城県警はうわさが事実ではないと確認。流言を否定するチラシを避難所に配り、治安は保たれていることを強調した。ウェブサイトでは「2011年3月12～21日の重要犯罪は4件で、10年同期の7件と比べて多くない」と説明した。

県警によると、県内の刑法犯罪の摘発者に占める外国人の割合は、震災のあった11年が1.5%。震災前の10年、翌年の12年は共に1.3%だった。刑事総務課の天野英克管理官は「11年が特別に増えたとは言えない」と話す。

1923年の関東大震災では「朝鮮人が暴徒化した」というデマが広がり、朝鮮人や中国人の虐殺につながった。昨年4月の熊本地震では、熊本市動植物園からライオンが逃げ出したとのデマを流した男が偽計業務妨害容疑で逮捕された。

宮城県警生活安全企画課の金野聡課長補佐は「当時は一つ一つ打ち消すしかなかった。災害時には必ず（デマが）出るとみて丁寧な広報に努めたい」と話す。

郭教授は「非常時には常にデマが出回るが、実際に犯罪はほとんどない。次の大規模災害に備え、デマ対策を災害教育に位置付けるべきだ」と提言する。

「介護通訳」養成の動き 在留外国人の高齢化対応

佐藤英彬 朝日新聞デジタル 017年1月20日 15時08分



研修の様。通訳担当の女性（左から2人目）が、中国人親子役と日本人調査員役のやりとりをそれぞれの言語に訳していく
＝名古屋市中村区の名古屋国際センター

日本語が不自由な在留外国人が介護サービスを受けやすくしようと、名古屋市 of NPOが中国語の「介護通訳」を養成し、派遣している。自らも中国出身のNPO代表が家族を介護した経験が契機になった。日本に住む外国人の高齢化を見据え、将来は支援を多言語に広げたいという。

昨年9月初旬、名古屋国際センター（名古屋市中村区）の研修室に日本人と中国人計約10人が集まった。3人1組で取り組んだのは、実際の介護現場を想定した通訳の訓練だ。

「徘徊（はいかい）はありますか」。日本人の調査員役が、中国人の息子役に父親の様子を質問すると、通訳担当の日本人女性が中国語に訳す。

「没有（メイヨウ）」。息子役が答えると、通訳担当は「ありません」と日本語に訳して調査員役に伝えた。こうした訓練を約2カ月重ね、介護の現場で通訳に携わる。

介護通訳の養成に乗り出したのは、在日中国人を支援するNPO法人東海外国人生活サポートセンター（同市中川区）。きっかけは、代表の王栄（ワンロン）さん（52）の体験だった。中国残留日本人孤児だった父親（71）が帰国後、50代でパーキンソン病を発症。中国人の母（62）は介護サービスの利用手続き書類が読めず、王さんが通訳をして支えた。

3カ月を超える在留資格を持った外国人なら、日本人と同じ40歳以上で介護保険の被保険者となり、介護サービスを受けられる。だが王さんは「外国人がサービスを受けるには、言葉が壁になる」と痛感したという。自治体への要介護認定の申請に始まり、ケアプランの作成や複数の事業者との折衝、契約など、介護現場では専門用語が飛び交うためだ。

ロゲイン前の続き養成を始めた2016年1月以降、日本人10人、中国人17人の計27人が研修を終えた。デイサービスの責任者による研修も受け、専門用語のほか、利用者との向き合い方も学ぶ。介護施設で働く日本人や、母国で介護ビジネスに携わりたい中国人が名乗りを上げたという。

通訳の派遣は同年末までに延べ28回。依頼したのは主に名古屋市内の介護事業所や市で、ケアマネジャーが利用者の家族に聞き取りする場や、事業所と利用者が契約を交わす場に立ち会うことが多い。

利用は予約制で1回2時間。無料だ。一方、通訳者には、トヨタ財団からの助成金をもとにNPOが交通費を含めて1回5千円の謝礼を支給している。助成金は今年度で終了するため、NPOは事業を続けるために有償化を検討している。

「理想は介護通訳が職業として成り立つこと」と王さん。事業について、介護が必要な外国人の家族や行政に知ってもらうことが課題だ。

法務省によると、3カ月を超える期間日本で暮らす65歳以上の外国人は16年6月末で約15万7千人。3年前に比べ約1万6千人増えた。愛知県内では約1万3千人に上る。

王さんは「中国人に限らず、外国人の高齢化は進むだろう。今後は中国語以外のニーズにも応えていきたい」と話す。介護通訳の問い合わせはメール（kaigotuyaku2015@gmail.com）で。（佐藤英彬）

国土舘大学の鈴木江理子教授（移民政策）の話

外国人の定住が進み、国内で教育を受け、働き、老後を迎える外国人も増えている。労働力を提供し、日本社会に貢献してきた外国人の老後の支援は、日本人と同様に考えるべきだ。特に介護サービスは施設の食事なども日本人が対象であることを前提にしており、言葉の支援など文化が異なる外国人への対応が求められる。ただ、介護通訳は公的な支援がなければ職業として継続することは難しいだろう。自治体や外国人を雇う企業も、できる範囲で支援することが望ましい。

ケラメイコス ～ とこなべの山盃



かわらけとして神社の御神酒を頂くために使われたのかお皿として使われたのか用途は良く知りませんが、酒器として使えるものはすべからくぐい呑となります。実際の用途はお酒を飲んだり二重焼用の器として使用しているのが現実です。特に二重焼の器にはとこなべの山盃や唐津の平盃は最高です。お酒は注げる量もわずかなので今一つですが、眺めるのには良いとしてもやはり天場の盃でしっかり灰のかかったものが欲しくなります。

【美術館情報】

ひろしま美術館

華麗なるフランス絵画「ランス美術館展」

2017年2月11日(土・祝)～2017年3月26日(日) 会期中無休



フジタ作品を中心に、ダヴィッドからピサロ、シスレー、ゴッガン...

フランス北部に位置するランスは、歴代の王の戴冠式が行われた聖なる都市として知られています。ランス美術館のコレクションの中から、フランス美術400年の歴史をたどるにふさわしい作品の数々を紹介しします。レオナール・フジタの充実したコレクションもお楽しみください。

はつかいち美術ギャラリー

明治有田 超絶の美 - 万国博覧会の時代

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

2017年2月4日(土)～3月20日

特設サイト：http://www.nishinippon.co.jp/event/meiji_arita/

精磁会社《色絵鳳凰花唐草文透彫大香炉》

1879(明治12)年～1897(明治30)年頃



江戸時代初期、日本で最初に磁器づくりに成功した有田では、国内にとどまらず、ヨーロッパ各国の王侯貴族を魅了する華やかで精緻な製品を数多く制作してきました。明治時代になると、有田焼は明治政府により殖産興業製品として位置づけられ、政府主導により「温知図録(おんちずろく)」などの新図案をもとに、革新的な有田焼が創出されます。これらの作品は、1873(明治6)年のウィーン万国博覧会をはじめ、世界各国で開催された博覧会で高い評価を得ました。これを契機に、西洋のデザインを意識した色絵や金彩をふんだんに用いた有田焼も日本の輸出産品として、海を渡りました。

有田焼創業400年を記念して開かれる本展では、西洋の影響を受けて変化しながらも、日本の伝統美を昇華させた明治以降の有田焼の魅力を紹介

するものです。巨大な花瓶や再現不可能と言われる細密描写には、明治というエネルギーな時代の雰囲気が出ています。また、初公開となる明治期有田焼のデザイン画とともに、それに基づいて制作された作品をあわせて見ることができる大変貴重な機会となります。

世界を魅了した華麗なる作品の数々を通じて、近年脚光を浴びる明治時代の美術、明治有田の魅力をご堪能ください。



香蘭社《色絵獅子牡丹文大皿》

1875(明治8)年

大阪市立東洋陶磁美術館 特別展「台北 國立故宮博物院 北宋汝窯青磁水仙盆」

【平成 28 年 12 月 10 日（土曜日）～平成 29 年 3 月 26 日（日曜日）】



本展では、中国北宋時代（960年～1127年）末に宮廷用の青磁を焼成した汝窯を代表する青磁水仙盆の名品をご紹介します。汝窯は「天青色（てんせいしよく）」とも形容される典雅な釉色と端正な造形を特徴とします。

今回、台北の國立故宮博物院から、汝窯の最高傑作であり、中国陶磁の名品中の名品といわれる「青磁無紋水仙盆」をはじめとした

北宋汝窯青磁水仙盆 4 点と、さらに清朝の皇帝がその「青磁無紋水仙盆」を手本につくらせた景德鎮官窯の青磁水仙盆 1 点が初めて揃って海外に出品されます。そして、日本を代表する汝窯青磁である大阪市立東洋陶磁美術館の青磁水仙盆と歴史的な「再会」が実現します。汝窯青磁を代表する青磁水仙盆の名品が初めて一堂に集う本展は、千載一遇の機会です。青磁水仙盆の名品を通して、歴代の皇帝たちが愛した汝窯青磁の美の真髓をご堪能ください。

汝窯の窯址は、2000 年に河南省宝豊県清凉寺村において発見され話題となりました。窯址からは水仙盆をはじめ伝世品に類する器型その他、伝世品には見られないタイプの製品も数多く発見され注目されました。また、水仙盆を焼成する際に用いられた楕円形の支焼具も出土しました。窯址出土の破片は焼け損じのため廃棄されたもので、美しい天青色のものはごくわずかであることから、汝窯の目指した釉色を出すことが極めて難しかったことがうかがえます。その意味でも汝窯の伝世品は極めて貴重なものといえます。本作は先の「青磁無紋水仙盆」同様、やや大きめのサイズのもので、ほぼ完璧です。釉色はやや青緑味を帯びています。汝窯の色合いは実際には一様ではなく、今回、汝窯最高峰と呼ばれる「青磁無紋水仙盆」をはじめとした伝世の汝窯青磁水仙盆が勢ぞろいする画期的な機会であり、自然光に最も近い LED 照明のもとで、それぞれの釉色の微妙な違いを味わうことが可能となります。

なお、本展に併せて館蔵品を中心とした特集展「宋磁の美（仮称）」も同時開催します。

汝窯青磁水仙盆予告動画 <http://www.moco.or.jp/exhibition/upcoming/?e=366>



口縁部には、清時代に宮廷でつくられた銅製の覆輪（ふくりん）装飾が施されています。器壁がやや低いことから、大阪市立東洋陶磁美術館所蔵の青磁水仙盆と同様、口縁部が少し欠けたため全体を削って調整し、覆輪で覆い隠したものと思われます。本作の底部にも乾隆帝の御製詩が刻まれており、その内容は先の「青磁無紋水仙盆」と基本的に同じです。この乾隆帝の御製詩や清朝の宮廷文書から、こうした水仙盆は当時、「子犬の餌入れ」や「猫の餌入れ」などとも呼ばれていたことが分かります。清朝の絵画には盆景用の容器として用いられた覆輪付きの水仙盆が描かれた例もありますが、北宋時代における用途はなお不明です。なお、本作にも紫檀製の台座が付属しています。

本の紹介

「沈黙 サイレンス」 マーティン・スコセッシ監督による映画

「沈黙」 遠藤周作著

先日「沈黙 サイレンス」を見に行きました。主人公は宣教師ロドリゴですが、わたしにとってはキチジロウが主人公に思えて仕方がありません。キチジロウのように「じゃが、俺にゃあ俺の言い分があつと。踏絵ば踏んだ者には、踏んだ者の言い分があつと。踏絵ば俺が悦んで踏んだとでも思つととか。踏んだこの足は痛か。痛かよオ。俺を弱か者に生まれさせおきながら、強か者の真似ばせるとデウスさまは仰せ出される。それは無理無法というもんじゃい。」に対して、そんなもの単なる偶像でしかなか。踏めばよか。神は居るからそれでよかと。」と言いたくなります。

ほぼ3時間の映画で長さも感じないまま見ることが出来ました。しかし最後のシーンはさすがしい思いを抱きながらも違和感を感じてしまいました。キリスト教が生活の一部として体に染みついているロドリゴにとって棄教したとしてもそれを拭い去ることは不可能でしょう。私たち日本人にも歴史の中で醸成されたものが染みついており、キリスト教に帰依したとて根っこの部分では意識するしないにかかわらずそれとの調和を図りながら生活しているはずで。真面目に考える人はその葛藤を意識せざるを得ないと思います。ラストシーンはロドリゴが心の中では信仰を保っていたということになるでしょうが、殉教する人、転ぶ人、迫害する人また無関心な人全ての人に対して「それでよし。」との神からのメッセージではないでしょうか。この映画に出てくる人たちすべてが自分の意志に従って行動をしています。信念を持った行動こそが信仰であり祈りでしょう。最後のシーンをどうとらえるか監督の突きつけた踏み絵ではないでしょうか。

言葉

シモン・ペテロがイエスに言った、

「主よ、どこへおいでになるのですか。」

イエスは答えられた、

「あなたはわたしの行くところに、今はついて来ることはできない。しかし、あとになってから、ついて来ることになるう。」

ペテロはイエスに言った、

「主よ、なぜ、今あなたについて行くことができないのですか。あなたのためには、命も捨てます。」

イエスは答えられた、

「わたしのために命を捨てると言うのか。よくよくあなたに伝えておく。鶏が鳴く前に、あなたはわたしを三度知らないと言うであろう。」

ヨハネによる福音書

13章 36節～38節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成29年 2月 1日 発行